平成２６年（フ）第５８０号
千葉市若葉区みつわ台４丁目４番１号　ＵＨマンション208号
債務者　高山　　晃
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１３７号
福岡県うきは市吉井町八和田549番地３　コスモハイツ江南Ｂ102
債務者　堀江　広隆
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第４８０号
千葉市花見川区さつきが丘１丁目29番10棟401号
債務者　亘理さち子
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４９２号
千葉県市原市能満1907番地12　辰巳台ハイム305号
債務者　鈴木　克也
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第５４５号
千葉県市川市南八幡１丁目17番１―208号　リヴェール南八幡
債務者　佐久間博子
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１６４号
福井市加茂河原３丁目12番25号　エバーグレイス103号室、旧住所福井市加茂河原町第20号25番地17
債務者　山田　信一
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１６７号
福井市豊岡２丁目２番１号　東安居団地１号館510号
債務者　浅岡　伴栄
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１７４号
福井県鯖江市上野田町第６号43番地
債務者　木下　洋子
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１８０号
奈良市百楽園１丁目８番28―106号
債務者　糸山　　薫
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第２８号
広島県三原市本郷南６丁目30番19号　オリージャＣ202号
債務者　前田　義則
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２６年（フ）第８７号
山口県下関市新垢田西町３丁目１番Ｎ―106号　県営住宅
債務者　原口　　瞳（旧姓張田）
1　決定年月日時　平成26年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第９７号
山口県下関市安岡駅前１丁目12番６―205号　安岡駅前県営住宅２号棟
債務者　桐澤　順子
1　決定年月日時　平成26年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第３７号
福岡県田川市魚町15番16号
債務者　澤田あゆみ（旧姓岩橋）
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２６年（フ）第５２号
佐賀県唐津市桜町823番地
債務者　山崎香代子
1　決定年月日時　平成26年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２６年（フ）第５４号
佐賀県唐津市水主町2367番地
債務者　坂本　敏博
1　決定年月日時　平成26年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２６年（フ）第６８号
鹿児島県志布志市志布志町安楽1752番地
債務者　松﨑　茂文
1　決定年月日時　平成26年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第７４号
鹿児島県鹿屋市共栄町20番７号　共栄ビル401号
債務者　森元マリ子
1　決定年月日時　平成26年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係